

議事日程(第5号)

令和3年3月25日 午前9時開議

- 日程第1 第52号議案 令和3年度神河町一般会計予算  
第53号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算  
第54号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算  
第55号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算  
第56号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算  
第57号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算  
第58号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算  
第59号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算  
第60号議案 令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算  
第61号議案 令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算  
第62号議案 令和3年度神河町水道事業会計予算  
第63号議案 令和3年度神河町下水道事業会計予算  
第64号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第2 第65号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第3 議員派遣の件
- 日程第4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第52号議案 令和3年度神河町一般会計予算  
第53号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算  
第54号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算  
第55号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算  
第56号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算  
第57号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算  
第58号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算  
第59号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算  
第60号議案 令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算  
第61号議案 令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算  
第62号議案 令和3年度神河町水道事業会計予算  
第63号議案 令和3年度神河町下水道事業会計予算

第64号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算

日程第2 第65号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算（第10号）

日程第3 議員派遣の件

日程第4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

---

出席議員（10名）

1番	安部重助	8番	藤森正晴
2番	三谷克巳	9番	藤原裕和
4番	小寺俊輔	10番	栗原廣哉
5番	吉岡嘉宏	11番	澤田俊一
6番	小島義次	12番	廣納良幸

---

欠席議員（なし）

---

欠員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

局長	小林英和	主事	山名雅也
----	------	----	------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事
副町長	前田義人	真弓憲吾
教育長	入江多喜夫	建設課長 野崎直規
総務課長	日和哲朗	地籍課長 藤田晋作
総務課参事兼財政特命参事	黒田勝樹	上下水道課長 谷総和人
総務課参事兼情報発信特命参事	岡部成幸	健康福祉課長 桐月俊彦
税務課長	長井千晴	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
住民生活課長	高木浩	保西瞳
住民生活課参事兼防災特命参事	平岡民雄	会計管理者兼会計課長
地域振興課長	多田守	山本哲也
地域振興課副課長兼農林業特命参事	前川穂積	町参事兼病院事務長 春名常洋
ひと・まち・みらい課長		病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員
		井上淳一朗
		教育課長兼給食センター所長
		藤原美樹
		教育課参事兼社会教育特命参事

## 午前9時00分開議

○議長（廣納 良幸君） おはようございます。再開します。

ただいまの議員出席数は10名であります。定足数に達していますので、第100回神河町議会定例会第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程に入る前に、平岡住民生活課防災特命参事より、3月15日の安部議員の一般質問に対する回答について、発言の申出がありますので、ここで許可します。

平岡住民生活課防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。せんだっての一般質問におきまして、安部議員から防災行政無線のダイポールアンテナ設置の際の材料費につきまして御質問をいただき、その際、明確なお答えができておりませんでしたので、この場をお借りしまして御説明させていただきます。

本日配付をさせていただいております資料を御覧いただきたいと思います。安部議員から御質問いただいた際、ダイポールアンテナの設置に係る材料費は、私、1万1,000円とお答えをいたしました。これにつきましては、一番最近の設置にかかった税抜き材料費でございます。内訳につきましては、そのお手元の表に記載のとおりでございます。当然、アンテナを固定するために使用する材料やその個数等につきましては、設置する家屋の状況によりまして異なってきますので、この経費は一定のものではございません。今年度の実績から平均いたしますと1万3,000円余りということになります。

参考までに、裏面に今年度の設置の実績をまとめております。材料費につきましては1万1,000円程度から1万5,000円程度までの開きがございます。工賃込みで見ますと、税抜きで1万3,000円程度から3万円を少し上回る金額となりまして、平均しますと、表の一番下に記載しておりますが、2万3,000円余りという金額になります。なお、先日も申し上げましたが、令和元年度の前半ぐらいまではアンテナ等の材料の在庫が役場にありまして、それを支給しておりましたので、その当時の材料費と現在かかっている材料費につきましては内容は違ってきますが、先日、総務課長のほうから申し上げた金額、1万8,000円から2万円程度ということにつきましては、役場に材料の在庫があった当時の工賃込みのおおむねの費用ということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上、先日の防災行政無線に係る一般質問の補足説明とさせていただきます。貴重な時間をいただきましてありがとうございました。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 安部議員、よろしいでしょうか。

○議員（1番 安部 重助君） ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） それでは、議案の審議に入ります。

日程第1 第52号議案から第64号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第1、第52号議案から第64号議案、令和3年度各会計予算を一括議題といたします。

13議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一予算特別委員会委員長。

○予算特別委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。予算特別委員会委員長の澤田でございます。感染症対策のアクリル板がございますので、マスクを外させていただきます。

それでは、予算特別委員会の審査内容を報告いたします。お手元の審査報告書を御覧ください。

まず、審査の経過であります。去る3月4日の本会議において当委員会に付託されました第52号議案、令和3年度神河町一般会計予算並びに第53号議案から第64号議案までの各特別会計・企業会計予算について、3月11日と12の2日間、議長を除く9名の委員により審査を行いました。審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って適正な判断により行政効果が上がるよう、かつ町政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすのか、執行をどのようにすべきなのかなどの観点から慎重審議を行いました。

次に、審査の結果であります。第52号議案、令和3年度神河町一般会計予算については、質疑・終結の後、藤森委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。なお、採決の後、藤森委員から少数意見の留保の申出がありましたが、神河町議会会議規則第76号第1項に規定する、ほかに出席委員1名以上の賛成がないことから、申出は認められませんでした。なお、神河町議会基本条例第11条第7項の規定により、少数意見の留保の申出をした委員については、本会議においても当委員会の決定に反対の立場を取ることが差し支えないことを申し添えます。

審査の結果に戻ります。第53号議案、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算から第64号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算については、いずれも質疑・終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告します。なお、事業の内容そのものについて説明を求める趣旨の質問については、お手元の報告書への記載を割愛させていただきましたので、御了承をお願いいたします。

まず、第52号議案、令和3年度神河町一般会計予算についてです。

歳入についてですが、1つ目の質問として、教育費県補助金の小・中学校費補助金、スクール・サポート・スタッフ配備事業について、例えば町から3名配置したいと要望

すれば採択されるのか、それとも上限が決まっているのかという問いに対しまして、スクール・サポート・スタッフ配備事業は、数年前から県の事業として、一昨年前までは神河町に1人の配置であった。昨年度は新型コロナウイルス対策で、補正予算で小・中学校1校当たりそれぞれ1人が配置され、来年度も同様に要望し当初予算に計上していたが、最終的に県の予算としては神河町は1人だけの配置となりました。小学校3人、中学校1人は補助事業としての実施が困難となり、見直しを検討しなければならないということでありました。

先生方の手助けになる制度なので最低でも1校1名を確保していただきたいが、教育長の思いはという問いに対して、教育長から、スクール・サポート・スタッフは本当によい制度である。教師は授業をしているだけでなく学校生活全般に関わっており、その上に事務処理、授業の準備やプリント等の作成などもある。そういう事務処理の手伝い、あるいは授業の準備やプリント印刷など、スクール・サポート・スタッフは非常に有効な制度である。来年度から国県の補助が1校に1名というわけにはいかないという通知があり、非常に残念に思っています。あとは財政の問題になるので調整できればと思っているとのことでございました。

次に、総務費県補助金、電源立地地域対策交付金1,678万5,000円が計上されているが、この額が今後見込めるのか、そして、そのうち478万5,000円について観光施設修繕等に計上されているが、充当先はどこなのかという問いに対しまして、電源立地地域対策交付金が令和2年度末で終了するが、国で検討された結果、今後さらに10年間の延長が決定された。その制度見直しの中で、額の算定方式に若干の改定があった。これまでは、平成22年度交付限度額の3分の2が補償額の枠として1,940万円交付された。このたびの改定で令和2年度の交付限度額の3分の2に改定されて、その金額が1,293万3,000円で最低補償となる。予算計上している1,678万5,000円は、単価が改正で引上げになり、過去10年間の電力発電量の平均値を掛け合わせて算出している。当分の間、発電量が減らない限り同額程度の交付金が交付される。充当先については、観光施設の備品購入はリラクシアの客室椅子の更新とホテルモンテ・ローザの客室ベッドの更新、施設修繕はモンテ・ローザの消防設備の更新と館内照明等を計画しているとのことでありました。

次に、歳出です。まず、総務費、消毒液等消耗品費で500万円計上されているが、なぜ今さらマスク・消毒液の全戸配布を行うのか。たとえ1,000円でも商品券配布のほうが有効でないかという問いに対して、新型コロナから1年を経過したが、まだ終息していない。感染対策としてマスクの着用と手指消毒が大変有効である。各戸に50枚入りマスク1箱と消毒スプレー1本の配布を考えている。一人一人の感染に対する予防の意識がさらに高まるのではないかと考えている。

続いて、全戸配布について、独り暮らしの方も大家族の方も関係なく1戸に1つずつか。配布の時期のめどはという問いに対しましては、大人数の世帯も1人世帯もそれぞれ

れの世帯に1個と考えている。配布時期は、予算承認後に直ちに業務発注ができる体制で準備を進めている。納品時期は、約4,300個のオーダーになるので4月下旬を予定している。配布は町職員が一斉行動日を設けて配布するといったことも考えているとのことでありました。

次に、企業誘致事業について、コロナ禍にあっても神河町は感染者が少ない。チャンスと捉えるべきではないか。工場ができれば固定資産税も入るし、雇用も生まれる。誘致事業予算を現状維持でなく増額するくらいの意気込みでやってほしいという問いに対して、何とか雇用が生まれるように努力している。各種金融機関を含めて情報をお持ちのところに働きかけることによって誘致に結びついていく、そういった体験もしてきたので、今後も情報発信をしながら企業誘致に努めるとのことでありました。

町長の所信表明の中でも、前年に引き続き企業誘致については積極的に推進していくとあるが、先日承認された土地利用計画の中にも企業誘致の候補地はたくさんある。企業誘致に関して予算があまり計上されていない。非常に残念であるが、その思いはどうかという問いに対しましては、予算には表れていないが、今年度はまず情報発信をしていく部分に努めて実施したいと考えている。金融機関などといかに連携するかによって、企業が求められている土地の状況、それに合う土地が町内にあるかといった、最初に精査をしていかないと企業誘致にはつながらないとのことでありました。

続いての質問として、スキー場、貸し工場、そして栗賀小学校の跡地、また越知谷小学校、地域交流センターにおいても雇用は生まれる。しかし、果たして町民の方が、また若い方が都会から帰ってきて定着して勤めようという企業であるかといえば、少し疑問に思う点がある。若者が働ける企業という体制を今からつくっていかなければ、人口減少はますます進む。それに対応する企業誘致予算を期待するとの質問に対して、多くの人が働く大企業を町内に誘致できれば素晴らしいことだが、やはり限られた土地の中で農地の保全も同時に図るという両面の考え方から、適地の選定が一番大きな課題である。もう一方は、労働力の確保ができるかである。その両面を検討しながら企業誘致を進めることになる。一方では、姫路市との連携等もやっており、神河町の豊かな自然環境の中で住んで、働きに行くのは通勤圏内にある他市町というのも選択肢の一つと考えているとのことでありました。

次に、シングルマザー事業について、地方創生推進交付金が終わったので廃目になっておりますが、今後、この事業を予算も含めどう展開するのかという問いに対しまして、シングルマザー支援事業については平成28年度から実施し、20組59人の受入れを行ってきた。人口減対策が大きな目的で、移住・定住施策を実施してきた。令和3年度については、土木費の住宅建設費の中に多自然居住事業として、一括して多自然居住業務委託料749万9,000円を計上している。

シングルマザー支援の法人立ち上げを検討してきたが、移住・定住後の支援を目的とする一般社団法人が設立された。移住相談と住まいや仕事の紹介を行ってきたが、これ

まで十分に対応できていなかった移住後のフォローアップを加えて、この社団法人に業務委託したいと考えている。現在、シングルマザー移住支援協議会で雇用している2名を法人職員として雇用していただき、定住支援員として委嘱し支援を行っていただく。あわせて、役場雇用の移住コーディネーターも拠点施設に配置して、3名体制で事業展開を考えている。3名にかかる経費は特別交付税措置の対象となる。シングルマザーに限らず、広く移住・定住施策を業務委託するとのことであります。

次に、民生費であります。地域住民グループ活動支援補助金として、前年度とほぼ同額の156万円が計上されている。令和3年度の最重点施策として地域コミュニティの回復と持続化に全力で取り組むのであれば、なぜ予算を重点的に配分されないのか。ミニデイなどの活動に対して、コロナ禍での感染予防施策も含め予算を増額すべきではないかという問いに対しましては、ミニデイ等の補助金については、実際には団体の登録数が減っている。令和元年度登録の30団体が、令和2年度は28団体と2団体減っている。ミニデイを開催するにはいろいろと準備が大変なので、あまり準備の必要のないサロンやふれあい喫茶に移行されている状況もある。その部分については社会福祉協議会から補助金が出され、ボランティアの方への指導や研修会等も開催されている。コロナ感染予防対策としては、活動団体に手指消毒用の消毒液等の配布を行ってきた。今後も必要であれば配布に努めるとのことです。

次の質問として、コロナ禍での地域力の低下やコミュニティ崩壊への対策を、本当に町が先頭に立って地域住民グループが増える方向でどんどん応援していただきたい。小規模なグループの活動を続けていかれることによって地域の活動も活発になっていくと思うとの問いについて、地域の中で疲弊してはいけない。そのために、介護予防という切り口でミニデイや各地区で行われている集いの場やサロンに積極的に出向かせていただいて、体操指導などを行っている。地域における集いの場の必要性については、その活動を通して理解していただいている。お金は出せないが、人員を派遣するという形で今後も継続していきたいとのことです。

次に、農林水産業費であります。元気森もり活動推進事業補助金については生産森林組合の支援がメインと理解しているが、各集落内にある桜の木の手入れ等は補助対象になるかという問いに対して、事業の趣旨は、農山村の生活環境や地域の魅力を向上させることも含まれている。補助対象の事業については、森林及び周辺環境の保全向上という項目も加えている。森林環境譲与税を充当していることから山の保全に重きを置いて考えているが、それらに十分な額が充当できるようになれば集落内の桜等にも対応を広げていけるのではないかと考えている。

関連質問として、この補助事業は、森林のみならず里山や鎮守の杜などかなり広い範囲で制度が適用されると理解している。令和3年度の見込みでは18団体260万円が計上されているが、既に要望があって計上されたのかという問いに対しまして、新年度の区長会等で事業内容を説明し、要望を受ける予定である。計上しているのは町の見込

みの数字で、森林の活性化が1団体、森林環境の保全（生産森林組合）等が14団体、森林資源の活用を行っている団体が3団体と考えている。新たに受ける申請については、やはり森林整備をされることを優先的に採択したいとのことでありました。

次に、商工費であります。地域活性化推進事業のインバウンド観光キャンペーン委託料について、コロナ禍で外国人の入国ができない状況があるが、具体的にどのような計画で行うのかという問いに対して、昨年もこの事業を予算化していたが実施できなかった。令和3年度は台湾国際旅行博が開催されるので、海外との行き来が可能になれば早々にインバウンド事業に取りかかりたい。インバウンドのターゲットを台湾として、アフターコロナ対策として台湾の旅行会社と商談に臨む計画をしているとのことでありました。

次に、消防費であります。感染症対策安全安心確保整備事業について、防災無線の不具合を特定する備品購入の財源について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることはいかがなものか。財源の使い方を間違っていないか。もっと本当に住民の方に密接な感染予防対策等々の施策に充てるべきではないかという問いに対しましては、地方創生臨時交付金の使い道は、1点目として、コロナの感染拡大を防止して一日でも早く終息させる取組、2番目として、この間の自粛要請等で消費の低迷等が地域経済に影響を及ぼしており、いち早く回復するために地域の活性化につながる事業、3点目として、コロナ終息後に地域振興につながるきっかけとなる新たな取組、4点目として、新しい生活の在り方を模索していく事業を展開していくことが使い道であるということです。今回の防災備蓄備品については、コロナに限らず緊急災害が起こったときにいち早く住民の方々に的確な情報をお知らせするために、防災無線の不具合という課題もあるので必要であると判断し充当している。それと、避難所におけるコロナ対策を図るために関連備品を購入するとのことでありました。

関連して、予算規模を縮小せざるを得ない中で、なかなかやりくりが財政上大変で厳しいことは十分理解している。避難所関係の備品購入はよいことだが、防災無線の不具合というのは防災無線の運用当初からの課題で、コロナ対策はこじつけではないかという問いに対しましては、この地方創生臨時交付金の使い道は十分に精査していきたい。充当するそれぞれの事業の効果、成果については、決算期も含め十分に説明責任を果たすとのことでありました。

続いて、総括質疑がございます。各事業の負担金、補助金及び交付金を出されている。少ない予算で効率的な効果とよく言われるが、その効果を検証する方法はどのようなのかという問いに対しまして、昨年の決算期にも、監査委員から補助金関係の適正な執行について指摘を受けている。財政担当としては、効果の部分も含め担当課で十分な精査をお願いしている。1つの例として、健康福祉課では各種団体の事務局を持っており、職員が会計経理もしている。監査についてもそれぞれの団体の監査員により実施している。実績報告として、総会資料においてそれぞれの団体の事業成果を確認している。また、

県・中播磨などの上部団体に対しての負担金、補助金等々についても、会議に出席し、実績内容を確認する質疑を行っているとのことでした。

次に、性質別予算状況の中で、人件費が前年度対比で4,924万円と大きく減額されている。確かに一般職員は126人から120人と減っているが、会計年度任用職員が27人も増えている。増えた要因や配置はどうかという問いに対して、会計年度任用職員の人数カウントの仕方について、令和2年度当初予算の計上においては、1日7時間30分勤務を1人役として必要人数をカウントした。一般会計では、令和2年度当初、132人が、令和3年度当初は159人となる。この27人の差は、上部団体の統計等に対応するために、事業ごとに雇用契約人数をカウントする仕方に置き換えたためであるとのことであり、令和2年度の契約者の合計は160名で、対前年でいきますと1名の減になるとの説明でありました。

関連して、給与費明細書の作成には基準があると思う。その基準にのっとれば少し整理ができるのではないかと。給与費明細の各項目に出てくる分が予算の各科目のどこに反映されているのかをまとめていただきたい。人員について、それぞれ知りたい内容が2通りある。1点目は会計年度任用職員が延べで実際何人おられるのか。一方で、各事務量を把握しようと思えば、1人7.5時間分でどれだけ的人员が必要か。給与費明細書は一定のルールで作成し、参考資料としてそれぞれの数字を押しえていただくと理解しやすくなるのではないかと。この問いに對しまして、そのように整理をできればと思う。現段階では各費目から支払い人数を整理した表があるので提示するというので、実際に提示を受けました。1人7.5時間分勤務を1人役として換算した人数のデータは今は持ち合わせていないということで、9月の決算段階でよければお示ししたいとの回答でありました。

次に、経常一般財源が前年度の当初予算と比べて1億2,000万円ほど減っている。令和2年度の最終的な経常一般財源は、当初予算で見込んでいた数字から大きく増えるのか、増えないのか。留保財源は幾らになるのか。

コロナ関係で経済活動や住民の生活が止まっている。地域経済の回復や、特に地域力の低下を解消するためのいろいろな事業を実施していく必要がある中で、留保財源がなければ財政調整基金の取崩しに頼らざるを得ないと思うけれども、どのような施策の展開を考えているのかという問いに対して、今後の財政運営上、この経常一般財源が幾らになるかは非常に重要になる。令和2年度はコロナの関係で激動の年度であった。令和2年度決算で経常一般財源がどれぐらいになるか、財政担当として危惧している。今後、十分に見込みながら的確な財政運営に努めたい。

今年度予算の編成は、数字には表れない中でも地域力を回復していくことを目的とすることを基本的な姿勢としてきた。できるだけ留保財源を確保して、その対策に予算を配分していく考えに変わりはないとのことでありました。

関連しまして、地域力の低下について大変危惧している。令和2年度はコロナの関係

で予定どおり実施できなかった事務事業がたくさんある。令和3年度の当初予算編成に当たり、コロナ禍における事業の見直しや地域力の低下の回復に向けた取組など、数字には表れない部分ばかりと思うが、町長の思いはどうかという問いに対しましては、町長から、町として取り組むべき基本的な姿勢は、これまで同様に、とにかく地域が元気になるための施策を打ち続けることを基本としている。いよいよワクチン接種がスタートし、必ずや終息していくと期待するとのことでありました。地域を元気にするために、今年度の集落懇談会において説明し、何とか地域自治協議会を設立できないかという思いを持っている。全地域ではないが、生活支援協議体も立ち上がっている。何とか区ごとの地域だけでなく、少し範囲を広げた広範囲なエリアの中での地域づくりというものを、ぜひ地域とともに行政も一緒になった取組に着手したいとのことでありました。

質疑終結の後、討論がございました。

藤森委員から反対討論がありました。その要旨は、コロナショックで自粛、自粛。予算までの自粛は許されない。地方創生臨時交付金を活用して、何の支援もなく本当に困っている方々への神河町独自の対策予算も必要。人口減少または過疎対策として、企業誘致に取組をして受入れ用地の整備が必要。教育費の青少年関係の予算の減額については理解できないとの内容でありました。

以上で、一般会計予算を終わりました。次に、第53号議案、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算であります。音楽療法業務委託料について、令和2年度の実績と令和3年度の予定はという問いに対して、令和2年度は月2回の音楽療法を行っており、令和3年度も引き続き行うとのことでありました。

第54号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、国庫支出金の災害臨時特例補助金について1,000円の科目設定があるが、コロナウイルス感染症による減免があれば、国の補助金等で補填してくれる制度と思うが、予算編成時点では減免するような事例が発生していないのか。また、介護保険料の減免等についても同様の科目設定がしてあるが、実態はどうかという問いに対しまして、令和2年度は、補正予算に計上しているとおり、コロナウイルス感染症の関係で保険料の減免分を国から10分の6、県から10分の4と全額支援がされた。この減免措置は、現在のところ今年度末までとなっている。令和3年度予算では大規模災害の被災者などの国保被保険者を支援するための補助金として科目設定をしている。介護保険事業についても、特別調整交付金が国から10分の4、介護保険災害臨時特例補助金が10分の6と補填される。同様に科目設定をしているとの回答でありました。

次に、第55号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑等はありませんでした。

続いて、第56号議案、令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算についてですが、訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業補助金の内容についてはという問いに対しまして、訪問介護、または看護の従事者が1人でそのお宅を訪問された場合、

当事者から暴言を吐かれたり暴力的なことをされるという事例も中にはあるということでございます。保険者が危険と認めた場合、2人で訪問したときの補助金として、職員の離職防止にもつながる。県が3分の1、町が3分の1、担当の事業所が3分の1、それぞれ費用負担を行うとのことでありました。

続いて、第57号議案、令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算についてであります。宅地開発事業の新たな分譲地開発については、民間事業者による開発を進めるという方針が示された。昨年度の方針は新たな場所を検討するというものであったが、方針変更の背景と考えはどうかという問いに対しまして、区長会に照会し、5区から分譲候補地の報告があり、内部会議で町として選定したところを合わせて9か所の分譲候補地を検討し、最終候補地として決定した。基金の残金は約5,000万円しかなく、分譲行為そのもの全てを完結するには非常に厳しい予算である。そこで、民間事業者の力を借りて分譲地開発を進めていく考えに併せて、空き家の活用も並行して進めていければと考えているとのことでありました。

次に、第58号議案、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算についてであります。広範囲に事業が実施され、公用車の台数も多い。以前、交通事故の報告が数件あったが、最近はどうかという問いに対して、昨年6月頃の補正予算等で議会からもいろいろと御指導をいただいたが、それ以降は事故等は全くないとの回答でありました。

次に、第59号議案、令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計についてであります。処分場が満杯になることから、令和3年度からは各家庭から排出される残土砂等が1トン以内と制限される。現実問題として、1軒の家を潰すと1トン以上の残土砂が出る。取壊しを行う業者等がそれを超える分の搬出先を分かっているのかという問いに対して、解体業者には、瓦礫が持ち込めないことについて大変申し訳ないと思っている。1トンを超える瓦礫等の搬入先については、近隣の市町を確認し案内したいとのことでありました。

関連して、町が施工する工事の残土処分はどうするのかということについて、建設課長から、建設工事で発生する残土処分先は、兵庫県県土整備部がまとめた建設副産物の処理施設の一覧表がある。神河町から処分するのにどこの処分地が一番近いのか、どこが安いのか、経済効果を比較してそれぞれ設計書に反映させていきたいとのことでありました。

第60号議案、令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算並びに第61号議案、令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算については、質疑等はありませんでした。

次に、第62号議案、令和3年度神河町水道事業会計予算についてであります。配管等の故障や修理の状況は年間どの程度あるのかという問いに対して、年間の漏水修繕箇所は約2,000件前後である。ここ数年は非常に多く漏水が発生している。管路の激しい老朽化が原因と認識している。

続いて、今後も増え続ける可能性が高いのかという問いに対して、水道の施設を整備し、約40年以上たつ管路が大変多い。年間約1キロ未満の更新を六、七件発注している。町全体の管路の総延長は198キロメートルで、年間8キロ未満の更新しかできていない状況なので、今後も漏水が多く発生すると思われるとのことでありました。

関連して、給水管の不良箇所を一般の住民が見つかることができるのかという問いに対して、漏水箇所を見つけるのは大変難しい。まず1つは、水が地表面に表れてくる水たまりができるという現象が起こった場合は、漏水が疑われる。また、配水池からの流量を毎日測定しており、異常な数値を示す場合、その先の経路のどこかに漏水が発生しているということになる。職員も探知機を使い漏水調査を行うが、聞き取れない部分については年2回ほど専門業者に委託し、本管及び給水管の漏水調査を行っているとのことでありました。

次に、第63号議案、令和3年度神河町下水道事業会計予算についてであります。質問として、他会計負担金が前年度に比べ1,258万円減少しているが、どのような基準で繰入金の額を決めているのかという問いに対しまして、一般会計からの繰入額は、基準額によるものとそれ以外のものがある。基準額によるものとして、公共・農集・コミプラの3種類の施設があるが、1点目として、高資本費対策に要する経費の部分、2点目として、企業債の利息に関する分、3点目として、分流式の下水道等に関する費用の部分について基準額を算定し、それ以外の工事費の財源の一部を一般会計から繰り入れているとのことであります。資産減耗費、減価償却費、企業債利息分など総額で4億円繰り入れていたが、それぞれの数値が減少してきたために、今年度は4,000万円減額し、3億6,000万円の繰入れとしても黒字決算を見込めるとの説明でありました。

最後に、第64号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算についてであります。繰入金の状況について、総務省の通達による繰入れ基準額は8億9,544万円となっているが、実績繰入額は3億6,000万円であり、約5億円の差がある。なぜ総務省の基準額どおりに繰入れをしてもらえないのかという問いに対しまして、毎年、県経由で地方公営企業の繰出金通知が届き、病院事業については17項目示されている。通知には詳細な記載がないので、当院が該当するであろうという項目についてピックアップして、その額を積算している。

病院としては、公立病院として不採算の診療科も維持しながら365日夜間救急にも対応していかなければならず、多額の費用が必要な状況なので、それぞれの項目に当てはめて8億9,544万円を積算し、令和3年度の予算について財政当局と協議する際に提示している。

一方で、当初予算において町の繰入金の額が基準分で3億6,000万円と決定されているので、繰入金額を3億6,000万円と表示しているとのことであります。

関連して、総務省の繰出金通達があるが、全くそのとおりに運用するものではなく、町の財政状況も勘案し、最終的には町の執行部と病院で協議して決めると理解してよい

かという問いに対しまして、財政としては、病院の繰り出し基準に係る交付税算入が2億5,000万円である。繰り出し基準は5億円であると承知しており、その中で、当初予算での繰り出しは3億6,000万円としている。交付税の算入部分が9月に確定した時点で、あと残りの部分について病院と協議し、繰り出しを行う。繰り出し基準に基づいた部分についてはしっかりと対応しているとのことでありました。

次の問いとして、経営改善の観点から、不採算部門も含めた選択と集中という1つの検討課題が上げられている。財政特命参事の説明では、病院への繰り出しを含めた中での選択と集中という、それぞれ課題を持っている。一般会計にしる特別会計にしる、全て神河町の会計なので、お互いが十分議論する中で双方が成り立っていく方向を見いだしていかなければならないと考えるが、病院については、副町長をトップとする経営形態見直しに係る検討委員会が設置されている。副町長として、今の繰り出し基準をめぐるそれぞれの立場があると思うが、検討委員会のトップとしての考え方を示してほしいという問いに対しまして、副町長からは、病院への繰り出しの考え方については、質問の趣旨のとおり、全て同じ町の財布ということで、同じ家の中の会計であると見ている。県からは身の丈に合った事業をと表現され、そのことは理解している。一方で、病院がある町をキーワードにまちづくりを進めているということも事実なので、実際に大切な取組であると思っている。財政的にもできるだけ支援はしているし、病院としてはできるだけ経営改善に取り組んでいく。現在、町長をトップに、春名事務長を中心に経営改善に取り組んでおり、その先には経営形態も考えていかなければならないという思いでやっている。ここ二、三年の間に方向性を具体化していく予定であるとの回答でありました。以上が各会計の主な質疑応答の要旨であります。

閉会に当たりまして、山名町長からは、委員会の中でいただいた意見については深く受け止めさせていただく。まず新型コロナウイルス対策をしっかりとやる。あわせて、臨時交付金を活用したアフターコロナ、ウィズコロナの中での町の経済の回復、そして町民の皆様の生活改善にも全力で取り組みながら、地域創生第2期をしっかりとやり抜き、各種政策や予算計上した各種事業について計画を立て、しっかりと遂行をしていく覚悟であると決意が述べられました。

委員会として、審議中に出された質疑や意見について真摯に受け止めていただき、事務事業の計画的かつ着実な実施と予算の適切な執行に努めていただくようお願いしたところであります。

なお、議案審査の記録につきましては事務局に保管をしておりますので、必要なときに御覧いただきたいと思っております。

以上で予算特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第52号議案、令和3年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） アクリル板があるので、マスクを外させてもらいます。

8番、藤森です。第52号議案、令和3年度一般会計予算の反対討論をいたします。コロナ禍の中での厳しい予算であるが、コロナショックで自粛、自粛の予算までの自粛は許されません。国のコロナ第3次補正の地方創生臨時交付金を活用しての感染症対策、地域経済の対応、福祉事業には理解はできますが、何の支援もなく本当に困ってる方々への神河町独自の予算も必要ではないでしょうか。一日も早く終息することを願うばかりでございます。また、コロナ禍でのピンチをチャンスと捉え、今だからできる、今やらなければいけないことがあると思います。

さて、予算であります。過疎対策が見えてきません。このたび、9年ぶりに長谷駅に全列車が停車するようになりました。非常に明るい話題であります。これは地域の皆さんの活性化に向けての取組のたまものだと思っております。しかし、これで過疎化が解決したわけではありません。また、越知谷小学校の閉校により、大畑、越知地域が辺地債適用地域に指定されております。この辺地債は他の地域との格差を生じてはいけないための補助金であります。今回、町道の整備、また橋梁修繕の計画ではあります。この財源をいかに生かして地域の活性化のにぎわいづくりをするかであります。そうでなければ、ますます過疎は進んでしまいます。

次に、教育費でございます。スポーツ、文化の出場奨励金、青少年育成関係の減額は理解できません。頑張る心にプラス思考とは思えません。

次に、人口減少対策、若者定住の企業誘致であります。誘致候補地があるのだから予算組みをし、用地を整備しての体制を取るべきであると思います。また積極的な営業活動をする予算も必要であります。40年先の神河町の人口は6,000人台との想定であります。このままの未来像を描くのですか。今やらなければ、今止めなければいけないと思います。コロナの影響で、今地方が、田舎暮らしが見直しされようとしております。旧神崎町にはこんなキャッチフレーズがありました。「のんびり楽しい田舎人天国」、自然を生かし、地域のよさを見だし、都会にならなくてもいい、とことん田舎もんになるまちづくりであります。そんなどこにもない自然を生かしたまちづくり予算だと私は思っております。そこに神河町の目指すまちづくり、「大好き！私たちの町かみかわ」が見えてくるのではありませんか。

私の思う本年予算は3K対策と思っております。まず、その1のKは、コロナであります。2つ目のK、過疎であります。3つ目のK、企業誘致、雇用、この3Kをしっかりとやるのが本年度予算の課題だと思っております。

以上、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより、第52号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立多数であります。よって、第52号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第53号議案、令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第53号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第54号議案、令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第54号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第55号議案、令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第55号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第56議案、令和3年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。討論を終結します。

これより第56号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第56号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第57号議案、令和3年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第57号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第57号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第58号議案、令和3年度神河町訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第58号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第58号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第59号議案、令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第59号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第59号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第60号議案、令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。討論を終結します。

これより第60号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第61号議案、令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第61号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第61号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第62号議案、令和3年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第62号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第62号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第63号議案、令和3年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。討論を終結します。

これより第63号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第63号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第64号議案、令和3年度公立神崎総合病院事業会計予算に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。

これより第64号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第64号議案は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第2 第65号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、第65号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第65号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は令和2年度神河町一般会計補正予算（第10号）でございまして、補正予算（第9号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容につきましては、繰越明許費の補正として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、事業費の増額による繰越金額の増額補正。歳入において、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増額、峰山高原スキー場施設使用料の増額、歳出において、公共施設維持管理基金積立金の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業システム導入委託料の増額を行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8,297万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第65号議案の詳細を説明いたします。

3ページ、第2表、繰越明許費補正をお開きください。1、繰越明許費の変更、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございまして

て、100万円を追加し、繰越金額を8,886万1,000円とするものでございます。

変更の理由は、新たに国から要請がありました国が開発しました新型コロナウイルスワクチン接種記録システムに取り込み処理が可能になるように、各自治体の予防接種台帳システムを改修する必要が生じたことによるものでございます。国が進めます新型コロナウイルスワクチン接種記録システム構築の目的でございますが、ワクチン接種事業全体の円滑な振興のため、全国の事業進捗を踏まえた政策対応、迅速な情報提供、副反応調査の迅速化を図ることとされてございます。予防接種台帳システムの改修に係る経費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金100万円が追加配分されることとなっております。できるだけ迅速なシステム改修整備が求められておりますが、各自治体の実情も考慮し、翌年度に繰り越すことが認められてございます。これらを踏まえまして財源の予算措置をし、早急なワクチン接種体制を確保するため、予算の補正をお願いするものでございます。

続きまして、事項別明細書で御説明をさせていただきますので、一番最終ページの6ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金100万円の増額で、補助率は10分の10、補正後の補助金総額は4,011万1,000円で、補正の理由につきましては、繰越明許費の変更で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、21款諸収入、5項雑入、2目雑入は、峰山高原スキー場使用料500万円の増額で、今シーズンの冬の峰山高原は、降雪、気温にも恵まれまして、また営業努力等もあり、営業期間中の入り込み客数は昨年1万8,878人に対しまして3万1,405人増の5万283人となり、収益増につながりました。このことを受けまして、スキー場使用料、繰延べ分のうち、令和3年度納付予定分の繰上げ納付があったことによりまして増額補正をするものでございます。これによりまして、峰山高原スキー場施設使用料は4,000万円でございます。なお、来年度、令和3年度の峰山高原スキー場施設使用料は、通常分3,000万円と繰延べ分500万円を合わせた3,500万円を見込んでございます。

続いて、歳出をお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は、公共施設維持管理基金積立金500万円の増額で、先ほど歳入で御説明しました峰山高原スキー場施設使用料500万円を積み立てるものでございます。これによりまして、峰山高原スキー場施設使用料の積立額は、公債費充当額、普通交付税非算入分ですが、1,623万4,000円を除きまして2,376万6,000円で、補正後の公共施設維持管理基金の現在高見込みは1億1,187万1,000円でございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり対策費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、ワクチン接種記録システム改修委託料100万円の増額で、繰越明許費の変更で御説明を申し上げたとおりでございます。

以上、簡単でございますが、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を

お願いをいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。ワクチン接種の関係のシステム導入の委託料についてお伺いします。歳入歳出同額の100万円が計上されておりますけども、この委託料自体はもう100万円で大丈夫なのか、一般財源分の投入は要らないのか、まずそれを確認したいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。国のほうから全自治体一律100万円の交付がされます。神戸市であっても神河町であっても同じ100万円ということでございます。日立のほうに見積りを取らせていただいて、100万円のできるというところで見積書のほうも頂いておりますので、今のところ一般財源の継ぎ足しはないものと思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 澤田です。関連してなんですが、これは黒田財政特命参事の提案説明の理由を聞いておりますと、各自治体ごとに整備されてます予防接種台帳システム、これを国で連動させていくと。そういう新たなシステムというふうに解釈し、国のほうは各自治体の接種の状況等と、あとは後遺症等々の状況をつかみたいということで導入をされるようですけども、我々町民にとってのメリットですね、例えばどなたかが転出されたり転入されたり、そういった場合に、この連動により転入先、転出先の自治体で瞬時にそのデータが取り込めるのか。その辺のところを確認したいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。澤田議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。この新しいシステムにつきましては、マイナンバーカードの番号を付します。ですから、例えば今言われましたとおり、神河町で1回目の接種をした後、仕事とか、また入所とか、あと学校の関係で、違う、例えば北海道に行かれたというときに、この方が何月何日にどのワクチンを接種されてるかというのが、マイナンバーでリアルタイムに表示できます。ですから、転出先のほうで、この方がいつ接種をされて、次にはいつしなければならないかというような情報もリアルタイムに確認ができるというものであります。黒田参事のほうから説明をさせていただきましたが、具体的には先ほど言いましたとおり、マイナンバーを利用した接種の管理ができる、それと、各自治体で予防接種台帳システムをつくっておりますが、もし災害等で各自治体のシステムがダウンした場合、国のほうでもこのシステムで管理をするということで、その情報が国のほうでも把握できますので、そのバックアップにもなるということでもあります。それと、今言いましたとおり、住民異動してもそのデータが国のほう

うで分かるというところと、国のほうでは、例えば5月10日現在で今現在何人の方が接種しているのかというような情報もリアルタイムに把握できるというメリットがあるというところがございます。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。今の関連ですけれども、このシステム、今から導入されると思うんですけども、いつ頃から稼働し始めると見られておりますか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 現在、3月30日までに町のほうの予防接種台帳の構築をしていただきます。業者のほうに3月30日までということで、今現在進めておりまして、30日にはシステムのほうに移行されるという形になります。それが終わった後になりますけれども、接種が始まる、予定では5月のゴールデンウィーク明けに高齢者の接種が始まりますので、それまでにはこの接種台帳を導入させていただいて国とオンラインでつながるような形にするということで、何月何日までということではまだ決まっておりませんが、接種が始まるまでにはこれは整備しなければならないというところで進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようでございます。討論を終結します。

これより第65号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第3 議員派遣の件

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第4 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されておりますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございました。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認め、各常任委員長、議会運営委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにしました。

---

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 御異議ないものと認めます。これをもちまして第100回神河町議会定例会を閉会いたします。

午前10時20分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（廣納 良幸君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今次定例会は、3月2日より本日3月25日までの24日間で行ってまいりました。町長から提出されました議案は、人事案件、条例の一部改正、令和2年度補正予算、令和3年度当初予算ほか、最終日に追加案件で令和2年度一般会計補正予算（第10号）が提出されました。合計72件で行ってまいりました。第43号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第9号）は、総務文教常任委員会に審査を付託し、それぞれ細部にわたり精力的に審査をしていただきました。新型コロナワクチン接種のための国、県からの補正、休業補償等であります。また、令和3年度各会計予算は、議長を除く9名の予算特別委員会にそれぞれ審査を付託し、精力的に慎重審議をしていただきました。ワクチン接種等の予算等々も視野に入れながら、予算特別委員から質疑、内容等を十分に受け止めていただき、住民の皆様福祉の向上に寄与できる予算執行に反映され、さらなる改革に向け、議員各位、町執行部とともにすばらしい神河町を次世代に手渡せるように頑張っております。

議員各位並びに町執行部におかれましては、終始真剣な論議を交わしていただいた結果、町長から提出されました議案は全て承認・可決されました。議員各位の御精励と御

協力、また町執行部に対しても、資料提出等、真摯に対応していただきましたことにお礼を申し上げます。

目下のところ、最大の懸念は新型コロナであります。新型コロナワクチン接種であります。神河町の感染者数は、報道では現状4人です。ここに来て、中播磨管内に数人の感染者が出始めましたが、その上に頭の痛いことが起きました。西播地区、姫路でも変異ウイルス感染者が出始めている状態でございます。全国的にも兵庫県がなぜか東京都より多く、原因が分からない状態でございます。ワクチンが効きにくく、感染力が非常に2倍等々になるぐらいになっております。変異ウイルスで、イギリス、南アフリカ、ブラジル、フィリピン型等々で、特に10歳以下の若年層にも容易に感染してしまい、無症状のまま高齢者に感染させてしまうようであります。ですから、今まで同様、いやそれ以上に、手指消毒、マスクの着用、三密回避等々、初心に返っていただいてこれらを励行していただき、もう一度ワクチン接種が2回まで完了するまで、今の状態を続けていただきたいものでございます。まずは、神河町で最初のワクチン接種は4月5日の週からとお聞きしております。医療従事者から開始されると思います。今年度6月17日、18日は、愛瓢会の全国大会が御皇嗣様をお迎えし神河町で開催される予定となっておりますが、やはり新型コロナが収まらないということで中止となりました。しかし、来年度にもう一度、6月頃に神河町で開かれるとお聞きをしております。また、来月4月14日に第100回神河町議会の記念講演会を兵庫県知事、井戸敏三様をお迎えし、「ポストコロナ 新時代に挑む！」と題して講演をいただく予定となっております。

結びに、神河町の皆様の御健康、御多幸をお祈りし、皆様とともにさらなる神河町の発展を果たすべく、神河町議会議員全員の精進と努力を傾注し、その結果を出せるように覚悟を持って進んでまいります。

これをもちまして、節目となります第100回神河町議会定例会閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） 第100回神河町議会定例会の閉会に当たり、議員各位に対しまして、一言お礼を兼ねまして御挨拶申し上げます。

去る3月2日から開会いたしました今定例会には、条例制定改正ほか、令和2年度各会計の補正予算、令和3年度各会計予算及び各種計画策定承認など、全ての案件につきまして承認・可決賜り、誠にありがとうございました。各議案審議において、議員各位より頂戴しました御意見、御提言につきまして、町執行部として真摯に受け止め、常に健全財政運営に心がけ、予算執行に当たってまいり所存でございます。令和3年度予算に対する所信でも述べましたが、令和3年度の重点施策は引き続き「交流から関係、そして定住」につながるまちづくり、神河町にゆかりのある方とのつながりを深めながら、

神河町の魅力発信を強め、「ハートがふれあう住民自治のまち」、「大好き！私たちの町 かみかわ」の実現に向け、第2次神河町長期総合計画を推進してまいります。まずは安全安心のまちづくり、そして、引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施、神河町地域創生事業、集落要望の着実な取組を基本として、とりわけ地域創生における出産、子育て、若者定住及び山林、そして農業の再生ほか、各種事業に全力で取り組んでまいります。議員各位には引き続きの町政に対する御支援、御教授を心からお願い申し上げます。

ここで、令和2年度の特別交付税の交付額が決定しましたので、御報告させていただきます。決定額は5億6,610万円でございます。前年度と比較して全国ベースはマイナス6.6%ですが、当町はマイナス3.0%、1,740万円の減額でございます。しかしながら、要望額5億円に対しては6,610万円の増額でございました。今年度の特別交付税については、市町振興課長と知事の特殊事情の協議において、病院運営、特に新型コロナウイルス感染症陽性患者専用病床の確保や発熱外来対応、陽性患者の入院受入れ、またワールドマスタース2021関西のオリエンテーリング会場の受入れなど、県と連携協力した取組を考慮いただき、マイナス3.0%の減に留まっております。このことは神河町の県政に対するあらゆる面での協力と、頑張っている県内で一番小さい神河町を応援していただいている結果であると考えます。

現在の予算額は4億5,000万円ですので、1億1,610万円の差額がございしますが、この予算措置につきましては財政調整基金繰入金の減額等の専決処分とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス新規感染者の増加が気になる場所ですが、緊急事態宣言は首都圏域での解除もなされ、国内での一般住民へのワクチン接種が始まり、徐々に状況は好転の方向に向かうものと期待するものでございます。なお、神河町での一般住民へのワクチン接種は5月からを予定しておりますが、まずは引き続きの基本的感染対策をしっかりと行うことが重要です。神河町としましては、これまで同様の感染防止の啓発と、とりわけワクチン接種について円滑な実施体制を整え、全力で取り組んでまいります。そして、何といたしましても、日本のみならず世界規模での一日も早い終息を心から望むものでございます。

まだまだ例年よりも早い桜の開花とともに春を感じる今日この頃ではありますが、寒暖の差が厳しくございます。くれぐれも健康に御留意されまして御活躍くださいますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

午前10時32分